

終了 午後一時五十分

右会議の顛末を記載しその相違ないことを証するためここに署名する

昭和二十八年一月二十六日

福生町議会 議長 田村 義太郎

議員 中村 時海

今 田村 義太郎

船本 甚平



12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
船本 甚平	村尾 種吉	野島 海	賀井 伊作	中野 七五郎	高橋 三郎	瀨古 清花	設楽 美知	田村 福一	井上 頼太郎	森田 喜一	石川 武雄
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	十時五十分	✓	✓	✓	✓
高橋 彦市	田村 利一	西村 節	村尾 四郎	村野 盛一	村野 喜平	鮎沢 美代子	森田 誠重	田村 幾太郎	井梅 泰輔	橋本 雄一	森田 幸花

福生町議会 議員 船本 甚平 (昭和二十八年一月二十六日 定臨協会)

福生町議会議録

昭和三十一年八月三十一日福生町議会を福生町役場に招集した
 一 出席議員は左記の通りである

田村政一	石川武雄	森田吉一	井上頼太郎
田村福一	設楽美知	瀬古清彦	高橋三郎
中野七五郎	野島舟	村尾種吉	船水甚平
森田幸彦	橋本雄一	井崎泰輔	田村幾太郎
森田誠重	鮎沢美代子	村野吉平	村野吉平
村野盛一	村尾四郎	西村 郎	田村利一
高橋多一			

一 会議事件は左記の通りである

一 蓄積金名称変更について
 一 福生町一般職員への給与に関する条例の一部改正について

一昭和三十八年度福生町歳入歳出追加更正予算（カニ画）

一指定寄附受領に関する件

一地方自治法第百三十一條の規定による会議事件説明のため出席を求めたものは左記の通りである

町長 森田幸造

助役 秋山誠一

総務課長 大野忠一

税務課長 橋本孝純

民生課長 貫井元次

民生課長 貫井元次

一本会の書記は左記の通りである

書記 高水 求 上野重勝

一議長（田村幾太郎）十前九時福生町議会に開く旨を告げる

一議長（ ）（本日の議事日程を報告する）

日程カ一（議案カ四〇号）蓄積金名称変更について

カ二（ ）カ四〇号）福生町一般取員の給与に関する條例の一部改定について

東京都西多摩郡福生町役場

カ三（ ）カ四二号）昭和三十八年度福生町歳入歳出

追加更正予算（カニ画）

カ四（ ）カ四三号）指定寄附受領に関する件

日程カ一（議案カ四〇号）蓄積金名称変更について

一議長（田村幾太郎）本件も上程する旨を告げる

書記 朗読

一助役 積立金の現況につき説明

隔離病舎維持積立金については福生伝染病院と一部事務組合と設置した現任不要となったので今後増築を要すると思われる中学校の基金として継続積立をしていきたい

一議長（田村幾太郎）総務委員会の審議の状況につき委員長の報告を求める

一総務委員長 総務委員会としては原案に異議ない旨を答える

一カニ六番（高橋多一）中学校の基金とした理由を問う

（總務委員長）各小學校については既に積立てしてあるが早急の増築を要する中學校にはそれがないのでその分を充当した

（議長（田村幾太郎））本件につき更議の意思を會議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告ぐる

日程才ニ（議案才四二五）福生町（般）取員の給与に關する條例の一部改訂について

（議長（田村幾太郎））本件を上程する旨を告ぐる

書記 朗読

一助役 一般取員の給与の條例才ニ條の休取者の給与につき、國家公務員の例にならう改訂したい

地方公務員才ニ條の條項は本人の意志に反して休取とする場合がある旨の規定がある。才二項の場合は公務上の負傷・疾病の場合では國家公務員は百分の百を支給するとなっているが本條例は「することがある」となっている。才二項は結核性・疾患で本條例は國家公務員と同

東京都西多摩郡福生町役場

であるが都の取員の場合は百分の百で更に一年の延長が認められる。才三項はそれ以外の疾病で才四項は犯罪事件により起訴されたものの判決の休取期間中の規定である

（議長（田村幾太郎））總務委員會の審議状況の説明を求める

一總務委員長 七月八日の本員会に於て長期欠勤者がおたので條例の不備を修正する案件へ提出され審議されたがその結果才ニ條の才二項、才四項をそれぞれ百分の百及び滿一年と修正した

一才三番（村野盛一）該当者は誰か又條例の期限をすぎると取員の身分を失ふか
一助役 才二項はより給与は打切られるが身分は三年保証される

一才五番（林田幸茂）取員採用の際の身体検査は嚴格に行なわれているか
一助役 保健所又は衛生病院に委託実施している

一才十三番（船木直平）才四項の場合に支給される給与は不当ではないか又その場合には任命権者に於て適當な處置が望ましい

一助役判決が無罰の場合もあり得る

「オ五番(田村福一)起訴された場合でも判決があるまでは身分は保留し
なければならぬ」

「オ三番(村野盛一)身分が三年間保留されるよう給子も三年とすべきで
ある」

「助役條例は各公務員にならうとしたものである」

「オ三番(田村利一)給子は二年で切れるがその后一年は健康保険で百分
の六の手当が支給される」

「議長(田村利一)本件につき更議の有無を会議に諮り全会一致原
案通り決定する旨を告げ了る」

日程オ三 昭和三十九年度福生町歳入歳出追加更正予算(オ二回)

「議長(田村義太郎)本件を提案する旨を告げ了る」

書記朗読

東京都西多摩郡福生町役場

一助役 今回の追加予算の主体は住宅の建築費である性質上は特
別会計とすべきと考えるが各市町村との打合せにより社会労

働施設費の計上した歳入には国庫補助四十五万円都補助二百
五十万円起債四十五万円である

歳入には自動車購入による燃料一千万円購入費、三千万円が役所
費に計上された自動車購入費の内三千万円は三十七年度で支出
されている

社会及労働施設費は市協議会で審議されたもので一心建
設省に対して申請してある当建築費の値上げに伴い三棟の
予定は二五棟とした又細部については追って更正したい

農業費の追加は農耕機の購入に対する補助金と一台に
二万五千円である農協ではこれに対し全面的な融資をしている

「議長(田村義太郎)産業経済費の農耕機補助について説明を求め

一産業委員長 農耕機械購入に、農協より一合につき二万の融資、一合のこれに対する利子を補助すると言う考方であったがそれと購入賞、補助と云うこととあったので一合につき五万円の補助を認めた

一總務委員長 本件につき、先日審議の結果原案を承認することにした

一オ十五番(田村祐一) 産業至済費の補助は予算の枠内で行うと言うことが、今までの行方であったが今固は積極的に追加予算を組んで奨励を来としたようであるが産業の構想に対する、今後の予算上の考方を知りたい

一町長 町の予算と合せて考えて農業費だけ、こゝろ年末に於ける、商店の融資、或は貸倒れ等に対する補償等に対する或種の條例を作り本年末までに予算の許可範囲内で実現を期したい 当工業関係者に対するはこれ等の協議会

を、町で積極的に援助に東したい

一オ十五番(森田幸亮) 公営住宅の進行状態を伺う

一助役 建物の設計は右側の方に依頼してある。敷地は建設委員会にて旧グラント跡の二五〇坪(公有地)を、小作者と接合中である

一オ十五番(森田幸亮) 国有地のあるから都道通いて町に拂下されるよう努力されたい

一議長(田村義太郎) 住宅建築に対する委員会の所管は如何とするや

一オ十五番(設楽美知) 建築中は建設委員会維持管理は厚生委員会とすべき旨提言する

賛成多数なり

一議長(田村義太郎) 賛成多数につきオ十五番議員の提言通り決定する

一議長(田村義太郎) 本件につき、異議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告ぐる

日程才四 指定寄附受領へ関する件

一議長(田村幾太郎) 本件工程する旨を告げる

書記 朗読

一助 役本ヶ中通りの排水溝指定寄附十五万円補助道五号線排水溝の寄附三万円の申出があったので受領したい

一議長(田村幾太郎) 本件にも建設委員長の説明を求め

一建設委員長 中湧りの指定寄附については、廿四日の委員会の結果決断がなされたので受領と決定した都道五号線の排水溝は既に一昨年の調査仕が認められているので実施と決定寄附を受入れた

一才主(西村節) 中湧りの下水工事の予算にも説明されたい

一建設委員長 五月頃、雨期の際に見たが非常に悪い状態であったので取越え下路面を補修した。その後委員の賛同を得たので排水工事の設計と技術にさせた最初の話では四万円位のこと

東京都西多摩郡福生町役場

あったが実施設計の結果三万円もかると言うので更に検討し排水を二分して銀座の排水溝に落すようにした結果四十五万円でお来る見通しかついたので三分の一の十五万円の寄附を願った

才主(西村節) 住民の福祉を主とする角より道路排水工事は必要であるものと考えるが自然の中に指定寄附が必要ならばそれがお来るいと言うような誤った考えに変わっている。三分の一と言う根拠はどこにあるかこれは議会政治の本質に反する

私は以前から五ヶ年計画による道路排水溝の整備と叫んでいるがそれが示されるので指定寄附が行なわれている。速やかこれの支拂いをしてほしい

一町長 現在の取組は実施設計に追われて五ヶ年計画と言うような案件の猶予がない。これは臨時的に全費と計画し技術者に

委託して設計するとうようなる方法がよいと思う

指定地の附の法的根拠は知らぬが受益者の応分の負担として頂く意味からと思う。本来ならばこれは町財政の収収、自由財源等によりやるべきと思う。

一才五番(西村節) 五年計画は何時に示されるか

一町長 都市計画については或程度の進行を見せているが五年計画の立案については来年度にどの技術者に委託し建設委員会とも諮り立案したい。

一初役 全体的な排水についても現在考慮中である。

一建設委員長 指定地附があるからやると云うのはよい、要は熱意である。能く早くしては工事をすすめることには反対する向もある。それより早く附を早くやつて頂きたいと云う所とは自然差支がある。

又、貧困な町財政では町附を頂きたいより更に大きな仕

ことについてある。

一才五番(森田幸彦) 農業者は収益を上げ、農地を維持していくべき。それだけではない。町外農家の馬止を建て得るというところでも町外農業者に対しては考慮をなして援助する必要がある。

一才三番(船木甚三) 指定地附については一定の水準を保持されたい。五号線の水事費、四号田に下する三万円の、附は過剰にある。

一才七番(井研泰輔) 才十三番議員の発言について、該工事は既に三年前より計画されたもので指定地附と云うようである。ことには無関係である。又、小学校の排水と云うことを考えれば当然施行するべきである。然し地元より積極的な申出により受領したのである。

一才四番(西村節) 才十五番議員より農業者が思っているような発言があったが、勤人の場合は今までも特に思われていたと云うよう

な事はいない。従つてそのような発言には反対である。

又十三番議員の発言については三分の一と云う基準をおくこと。ようなことは当然考えられない。その時々、の状態により要するべきである。

一建設委員長 本委員会としては寄附の基準と云うようなことは考えない。又寄附は強制するべきものではなく強制した賢いもの。

一議長(田村幾太郎) 本件につき、要議の意思を会議に諮り、全会一致で原案通り決定する旨を告げる。

署名議員選挙

一議長(田村幾太郎) 署名議員選挙は指名推せんにより議長が指名する者と諮り決定する。

一議長(田村幾太郎) 左記の者と指名し一名毎に会議に諮る。

東京都西多摩郡福生町役場

全会一致で決定する。

森田幸一

橋本雄一

井梅泰輔

一議長(田村幾太郎) 本会議を終了する旨を告げる。

一議長(田村幾太郎) 福生町議会を閉する旨を告げる。

終了。午前十時五分。

右会議の経末を記載しその相違ないことを記するためここに署名する。

昭和二十八年八月二十二日

福生町議会

議長
議員

田村幾太郎
井梅泰輔

吉野新

森田幸藏
橋本雄一

東京都西多摩郡福生町役場

別紙會議録調査の元署名捺印及び印契

印券印額の額をす

九月二十四日

田村幾太郎
森田誠重
鮎沢美代子
村野盛一

渡文

12	12	11
✓	✓	✓
船木甚平	村尾権吉	野島 毎
16	25	24
✓	✓	✓
高橋彦市	田村利一	西村 節
村野盛一	村野喜平	村尾四郎
鮎沢美代子	森田誠重	田村幾太郎
井梅泰輔	橋本雄一	森田幸花
並木竹松	日定福協会	